

基本目標	主要課題	施策体系区分				実施事業							No.		
		基本施策	施策番号	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和4年度 事業計画	令和4年度 実施結果	令和5年度 事業計画				
基本目標2 安心・安全に暮らせる社会づくり	主要課題5 女性に対するあらゆる暴力の根絶 【DV防止法に基づく市町村基本計画】	⑳ 女性に対するあらゆる暴力根絶のための広報、啓発の推進	49	配偶者等への暴力行為を許さない意識づくり	DVなど、配偶者やパートナーに対するあらゆる暴力行為を許さない社会づくりのため、市民の意識を変えていくための広報活動を充実し、市民を対象とした研修会、講演会を開催するなど、きめ細かい啓発活動を推進します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	男女共同参画センターにおいて、「女性に対する暴力をなくす運動(11/12~25)」の期間中にDV防止のための講座を開催する。	DV防止講座 2講座	DV防止講座(県主催講座サテライト会場) 1講座	県企画講座(サテライト) 1講座 DV防止講座 1講座	1			
					子育て家庭福祉課	関係機関への周知	DVなどの人権を侵害する行為の発生防止に向け、普及啓発を推進する。	関係機関から依頼を受けて、配布物等を関係する部・課や施設に配布する。	関係機関から依頼を受けて、配布物等を関係する部・課や施設に配布した。	関係機関から依頼を受けて、配布物等を関係する部・課や施設に配布する。	2				
				50	若年層等への暴力行為を許さない意識づくり	デートDVの防止や将来のDVの防止に向けて、若年層に対してこれらの問題について考える機会を提供します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	男女共同参画センターにおいて、「女性に対する暴力をなくす運動(11/12~25)」の期間中にDV防止のための講座を開催する。	DV防止講座 2講座【再掲】	【再掲】 DV防止講座(県主催講座サテライト会場) 1講座	DV防止講座 1講座【再掲】	3		
				51	暴力に対する女性への危機管理に関する啓発	女性に対する暴力の現状について情報提供し、危機管理意識を高めると共に、実際に被害にあったときの対処方法についての講座等を開催します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	男女共同参画センターにおいて、「女性に対する暴力をなくす運動(11/12~25)」の期間中にDV防止のための講座を開催する。	DV防止講座 2講座【再掲】	【再掲】 DV防止講座(県主催講座サテライト会場) 1講座	DV防止講座 1講座【再掲】	4		
			52	相談窓口の充実	日常生活で複雑・多様化する様々な課題解決のための相談に対応します。また、被害者が気軽に相談できるよう専門の相談員を配置し、相談窓口の充実と周知に努めます。	人権・男女共同参画課	女性のための相談の実施	男女共同参画センターにおいて、専門の女性相談指導員が常駐し、女性特有の悩みや不安等について相談を受ける。	女性のための相談(電話・面接) 平日 9:00~16:00 毎月第2土曜日(電話のみ) 9:00~16:00	【再掲】女性のための相談(電話・面接) 平日 9:00~16:00 毎月第2土曜日(電話のみ) 9:00~16:00 相談件数355件(電話306件、面接49件)	女性のための相談(電話・面接) 平日 9:00~16:00 毎月第2土曜日(電話のみ) 9:00~16:00	5			
						子育て家庭福祉課	専門の相談員の配置	複雑・多様化する様々な課題を解決するため専門の相談員を配置し、相談窓口の充実を図る。	子育て家庭福祉課及び福祉政策課ノ井分室に女性相談員を配置し、様々な相談に対応する。 ・女性の目にふれる場所に「DV相談窓口」のカードを設置し、窓口の周知を図る。	子育て家庭福祉課及び福祉政策課ノ井分室に女性相談員を配置し、様々な相談に対応した。 ・女性の目にふれる場所に「DV相談窓口」のカードを設置し、窓口の周知を図った。	6				
				53	暴力を受けている人に対する相談機能の充実	被害が潜在化したり、深刻化する前に相談できるよう、また、被害者の心のケアや適切な支援につなげられるよう相談機能の充実を図ります。	子育て家庭福祉課	女性相談員による相談の実施	専門の相談員により対応し、適切な支援につなげられるよう関係機関との連携の充実を図る。	子育て家庭福祉課及び福祉政策課ノ井分室に女性相談員を配置し、相談業務を行うとともに、必要に応じ女性相談センターや警察等の関係機関と連携し支援を行う。	子育て家庭福祉課及び福祉政策課ノ井分室に女性相談員を配置し、相談業務を行うとともに、必要に応じ女性相談センターや警察等の関係機関と連携し支援を行った。	子育て家庭福祉課及び福祉政策課ノ井分室に女性相談員を配置し、相談業務を行うとともに、必要に応じ女性相談センターや警察等の関係機関と連携し支援を行う。	7		
				54	相談機関相互の情報共有	庁内外の関係機関が実施している相談の中で、暴力の実態を見逃さず、適切な支援につなげられるよう、被害者本人の意思や個人情報に留意しながら連携を図ります。	人権・男女共同参画課	関係機関との情報共有	市や関係機関の相談窓口等で、適切な支援につなげられるよう連携を図る。	被害者の意向を確認しながら、必要に応じて庁内関係課や関係機関と情報の共有を行う。	支援実施延件数 49件	被害者の意向を確認しながら、必要に応じて庁内関係課や関係機関と情報の共有を行う。	8		
							子育て家庭福祉課	関係機関との情報共有	市や関係機関の相談窓口等で、適切な支援につなげられるよう連携を図る。	被害者の意向を確認しながら、必要に応じて庁内関係課や関係機関と情報の共有を行う。	被害者の意向を確認しながら、必要に応じて庁内関係課や関係機関と情報の共有を行った。	被害者の意向を確認しながら、必要に応じて庁内関係課や関係機関と情報の共有を行う。	9		
							関係各課					10			
		55	相談員等の資質向上及び研修の充実	DVの特性理解など専門性の向上を図るため、相談員の知識と技術の向上を図る研修を実施します。また、相談員自身が、二次受傷などにより心の問題を抱えることがないよう、相談員のメンタルヘルスに配慮します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催相談指導員の研修	相談員の知識と技術の向上を図るため、DVの特性や相談手法、各種制度に関する研修を充実するとともに、困難事例等についてアドバイスができる体制づくりに努めます。	・相談員の恣意的対応や相談員ごと対応の著しい相違を防ぐため、事例検討を実施する。 ・経験のある相談熟練者であるスーパーバイザーから助言や支援を得ることにより、相談員がより高い知識や技術を身に付けることを目的として、必要に応じてスーパービジョンを実施する。	スーパービジョン実施回数 10回	・相談員の恣意的対応や相談員ごと対応の著しい相違を防ぐため、事例検討を実施する。 ・経験のある相談熟練者であるスーパーバイザーから助言や支援を得ることにより、相談員がより高い知識や技術を身に付けることを目的として、必要に応じてスーパービジョンを実施する。	11				
					子育て家庭福祉課	女性相談員の研修	女性相談員が、より高度で確かな相談対応ができるよう、また女性相談員の二次受傷防止のため研修会に参加する。 ・相談員が一人で問題を抱えることがないよう組織対応を図る。	県や民間主催の各種研修会に積極的に参加して、知識と技術向上、相談員のメンタルヘルス等について受講する。	県や民間主催の各種研修会に積極的に参加して、知識と技術向上、相談員のメンタルヘルス等について受講した。	県や民間主催の各種研修会に積極的に参加して、知識と技術向上、相談員のメンタルヘルス等について受講する。	12				
		㉑ DV被害者の保護体制及び自立支援の充実	56	被害者の安全確保	県女性相談センターや警察への同行支援のほか、緊急時においては、保護を迅速かつ適切に行い、被害者の安全確保に努めます。また、加害者から被害者を保護するため、関係機関が連携して被害者の情報管理を徹底します。	子育て家庭福祉課	被害者の安全確保と情報管理	・緊急時において被害者の安全確保を図る。 ・庁内窓口における個人情報の適正管理等、被害者の安全に十分配慮し、手続きを円滑に行うため関係課との連携強化を図る。	・緊急時においては、女性相談員が関係機関と連携をとり、迅速かつ適切に被害者の安全確保を図る。 ・被害者を保護するため、支援措置等を行うとともに、関係機関とも連携して情報管理を徹底する。	・緊急時においては、女性相談員が関係機関と連携をとり、迅速かつ適切に被害者の安全確保を図った。 ・被害者を保護するため、支援措置等を行うとともに、関係機関とも連携して情報管理を徹底した。	・緊急時においては、女性相談員が関係機関と連携をとり、迅速かつ適切に被害者の安全確保を図る。 ・被害者を保護するため、支援措置等を行うとともに、関係機関とも連携して情報管理を徹底する。	13			
						57	被害者やその子どもへの支援の充実	被害者やその子どものために、一時保護施設での入所や、関係機関と緊密な連携を保ち、被害者の立場を十分に考慮した対策を推進します。	子育て家庭福祉課	被害者への支援	被害者への適切な支援を関係機関と連携して行う。	被害者からの相談に基づき、本人の意思を尊重しながら、自立に向けた生活を送ることができるよう、関係機関と連携して支援を行う。	被害者からの相談に基づき、本人の意思を尊重しながら、自立に向けた生活を送ることができるよう、関係機関と連携して支援を行った。	被害者からの相談に基づき、本人の意思を尊重しながら、自立に向けた生活を送ることができるよう、関係機関と連携して支援を行う。	14
						58	経済的支援や生活支援	子どもの養育等を含め被害者の心身の健康の回復や生活基盤の安定と、自立した社会生活が再建できるよう関係機関と連携し、支援を行います。	子育て家庭福祉課	被害者への支援	被害者が安全で安心して生活再建できるよう、様々な観点から自立支援を支援する。	被害者からの相談内容に基づき、関係機関と連携し、本人及びその子どもが安全に自立した社会生活を送れるよう支援を行う。	被害者からの相談内容に基づき、関係機関と連携し、本人及びその子どもが安全に自立した社会生活を送れるよう支援を行った。	被害者からの相談内容に基づき、関係機関と連携し、本人及びその子どもが安全に自立した社会生活を送れるよう支援を行う。	15
			59	関係機関との連携強化	被害者の負担軽減を図るとともに、効果的な支援策を実施するため、被害者本人の意思を尊重しながら、庁内外の関係機関で情報の共有を図り、切れ目のない支援を行います。	子育て家庭福祉課	関係機関との連携	多岐に渡る支援を効率的に切れ目なく行うため、関係機関との連携強化を図る。	被害者の意向を確認しながら、必要に応じて関係機関と情報共有し、連携した支援を行う。	被害者の意向を確認しながら、必要に応じて関係機関と情報共有し、連携した支援を行った。	被害者の意向を確認しながら、必要に応じて関係機関と情報共有し、連携した支援を行う。	16			
						関係各課					17				
			㉒ ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭のための環境整備	正規雇用により有利となる免許・資格取得を促進するための教育訓練及び養成訓練に係る経費を給付することで、経済的に自立して子育てができるよう支援します。	子育て家庭福祉課	ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の経済的な自立を促進するため、就職に有利な専門性の高い資格を取得する際の受講料の一部負担及び生活費の負担軽減を図る。	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の支給	・自立支援教育訓練給付金 支給者数 9人 ・高等職業訓練促進給付金 支給者数 26人 ・高等職業訓練修了支援給付金 支給者数 8人	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の支給	19			
						子育て家庭福祉課	ひとり親家庭への支援	配偶者のいない女性又は男性で、現に児童を扶養している者又は寡婦の生活相談等各種相談に応じて、悩み事の解消にあたり、自立促進を図るもの	子育て家庭福祉課及び福祉政策課ノ井分室へ母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の生活相談、自立支援等の各種相談に応じ、悩み事の解決や自立を図る。	・ひとり親家庭に係る相談件数1,423件(職員対応分含む) 内訳：子育て家庭福祉課分819件、ノ井分室604件	子育て家庭福祉課及び福祉政策課ノ井分室へ母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の生活相談、自立支援等の各種相談に応じ、悩み事の解決や自立を図る。	20			



基本目標	主要課題	基本施策	施策体系区分				実施事業				No.					
			施策番号	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和4年度 事業計画	令和4年度 実施結果		令和5年度 事業計画				
基本目標2 安心・安全に暮らせる社会づくり	主要課題6 困難を抱える女性が安心して暮らせる支援と多様な性の尊重	②4 高齢者・障害者・外国籍市民への支援	62	高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境整備	高齢者及び障害者の社会参画の促進、自立と暮らしを支える地域づくりの推進及び援助の拡充等に努めます。また、外国籍市民への交流事業や相談業務の充実に努めます。	高齢者活躍支援課	おでかけバスポートによるバス利用促進及び社会参加支援	高齢者の積極的な社会参加や健康づくりを促すため、バス事業者と市が協力し、公共交通への乗車支援を実施する。	・社会の変化に対応した持続可能な仕組みづくりを検討する。 ・新型コロナの影響によりバス離れをってしまった利用者の回復を目指す。	・長野市社会福祉審議会老人福祉専門分科会において、おでかけバスポート事業の見直しについての協議を進めた。 ・新型コロナウィルスの影響は薄らぎつつあり、バス利用者も回復傾向を見せ始めている。	・社会の変化に対応した持続可能な仕組みづくりを検討する。 ・新型コロナの影響によりバス離れをってしまった利用者の回復を目指す。	21				
						高齢者活躍支援課	老人クラブ活動支援	豊かな老後の生活及び明るい長寿社会づくりを図るため、老人クラブに補助金を交付し高齢者の自主的な社会参加を促進する。	「単位老人クラブ」及び「長野市老人クラブ連合会」に補助金を交付し、高齢者の知識及び経験を生かした生きがいづくりと健康づくりのための自主的な社会活動を支援する。	・地域ごとの単位老人クラブ（191クラブ）に活動費を補助。また、単位老人クラブの活動を支援・指導する長野市老人クラブ連合会に活動費を補助した。	「単位老人クラブ」及び「長野市老人クラブ連合会」に補助金を交付し、高齢者の知識及び経験を生かした生きがいづくりと健康づくりのための自主的な社会活動を支援する。	22				
						高齢者活躍支援課	老人福祉センター等での各種講座開催、グループ活動支援及び地域福祉活動の場の提供	高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション等の便宜を供与するとともに、高齢者に対する地域福祉活動の拠点としてボランティアの育成を図る。	高齢者の生きがいづくりや地域活動のきっかけづくりのための講座を開設し、健康づくり、介護予防や認知症予防などを主眼とした講座を開催するほか、ボランティア活動や世代間交流等高齢者の地域活動の拠点とした事業を実施する。	・かがやきひろば（17施設）で、以下のとおり、高齢者の健康増進、教養の向上等を目的とした講座等を実施。 生きがいづくり講座 2,463回 33,235名 地域福祉活動グループ活動 5,98回 6,337名 45,545名	高齢者の生きがいづくりや地域活動のきっかけづくりのための講座を開設し、健康づくり、介護予防や認知症予防などを主眼とした講座を開催するほか、ボランティア活動や世代間交流等高齢者の地域活動の拠点とした事業を実施する。	23				
						高齢者活躍支援課	地域リーダー育成	県立大学、信州大学との連携による「ながのシニアライフアカデミー」を開講し、地域における指導的役割を果たす人材（地域リーダー）を育成する。	地域課題解決力を養う「地域マネジメントコース」と健康づくり実践力を養う「健康マネジメントコース」を設け、社会で活躍し豊かなまちの実現に貢献できる人材を育成するための講義を実施する。	最少催行人数を下回ったため事業中止 県立大学長による特別講演のみを実施 参加者 21名	地域課題解決力を養う「地域マネジメントコース」と健康づくり実践力を養う「健康マネジメントコース」を設け、社会で活躍し豊かなまちの実現に貢献できる人材を育成するための講義を実施する。	24				
						地域包括ケア推進課	長野市介護予防クラブ支援事業・長野市介護予防生きいき通いの場事業補助金交付	高齢者が住み慣れた地域で健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、地域住民が介護予防のための主体的な活動を行うために組織した団体に対し、活動費用の一部を補助する。	申請のあった団体に補助金を交付する。	介護予防クラブ 20団体 介護予防生きいき通いの場 9団体	申請のあった団体に補助金を交付する。	25				
						障害福祉課	地域移行支援事業	精神科病院や施設へ長期入院又は長期入所している障害者の地域移行支援をする専任の相談員（地域移行コーディネーター）を、圏域市町村で共同設置する。	長野市地域移行コーディネーターを設置し、センター専従の専門員による圏域市町村を含めた相談支援事業を実施	長野市地域移行コーディネーターを設置し、センター専従の専門員による圏域市町村を含めた相談支援事業を実施 ・相談件数：503件 ・地域移行支援支給決定者数：18人	長野市地域移行コーディネーターを設置し、センター専従の専門員による圏域市町村を含めた相談支援事業を実施	26				
						観光振興課	母語生活相談の実施	外国籍市民からの生活相談に対応するため、外国語の相談窓口を設置する。	長野市国際交流コーナーに、外国語（英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、韓国語、タイ語）による生活相談窓口を設置する。	母語相談件数 2,045件	長野市国際交流コーナーに、外国語（英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、タイ語）による生活相談窓口を設置する。	27				
						観光振興課	日本語教室の開催	外国籍市民が地域で安心して生活できるよう、日本語の学習機会を提供する。	長野市国際交流コーナー及びオンラインで日本語教室を開催する。	日本語教室（対面・オンライン） 参加者延数 2,067名	長野市国際交流コーナー及びオンラインで日本語教室を開催する。	28				
						②5 性の多様性への理解の促進	63	多様な性の在り方への理解促進	市民・企業等へ性的指向や性自認に対する企画講座や講演会等の開催を推進します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	男女共同参画センターにおいて、性的指向や性自認に対する意識向上を図る内容の講座を開催する。	性の多様性講座 1講座	性の多様性に関する研修会 1回	性の多様性講座 1講座	29
										人権・男女共同参画課	心配ごと悩みごと相談の実施	中央隣保館において、経験豊富な専任の相談員が性的マイノリティをはじめ、ジャンルを問わず相談を受ける。	心配ごと悩みごと相談室 月・水・金曜日（祝日及び年末年始を除く） 午後1時から午後5時 相談方法は、直接または電話 相談件数197件（電話155件、面接42件）	LGBTQ相談に移行	30	
							64	性的マイノリティに関する情報提供と相談支援	性的マイノリティであることを理由として生活上の困難や悩み、生きづらさを抱えている人に対し、その解消に向けた支援に取り組みます。	人権・男女共同参画課	女性のための相談の実施	男女共同参画センターにおいて、専門の女性相談指導員が常駐し、女性特有の悩みや不安等について相談を受ける。	女性のための相談（電話・面接） 平日 9:00～16:00 毎月第2土曜日（電話のみ）9:00～16:00	【再掲】女性のための相談（電話・面接） 平日 9:00～16:00 毎月第2土曜日（電話のみ）9:00～16:00 相談件数355件（電話306件、面接49件）	LGBTQ相談に移行	31
										人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	男女共同参画センターにおいて、女性の心身の健康と権利の保持についての講座を開催する。	女性の心と身体の健康講座 2講座	【再掲】女性のための健康講座 2回（うち県企画講座1回）	県企画講座（サテライト） 1講座【再掲】	32
	65	女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての教育・学習機会の充実	学校において、性に関する正しい理解・尊重のために発達段階に応じた女性の性と生殖に関する健康と権利の啓発に取り組みます。中学、高校、大学等の生徒・学生を対象とした「性の出前講座」を実施します。また、「思春期ピアカウンセラー養成講座」を県と共催します。	健康課	性の健康教育出前講座		小学校は保護者、中・高校は生徒に対し「性の出前講座」を実施する。	保健師が講師となり、学校からの依頼により「性の出前講座」を実施する。	・出前講座回数：2回 ・出前講座参加人数 184人	保健師が講師となり、学校からの依頼により「性の出前講座」を実施する。	33					
				保健給食課	教育・学習機会に関する情報提供		学校に対し、発達段階に応じた講座等の開催情報を提供します。	学校に対し、発達段階に応じた講座等の開催情報を提供します。	県から情報提供のあった講座等の開催情報を随時提供した。	学校に対し、発達段階に応じた講座等の開催情報を提供します。	34					
	66	地域における性と生殖に関する正しい知識と意識づくりの推進	地域において、思春期の子どもと保護者に対し、健康・性・こころの問題についての幅広い知識の普及を図ります。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	男女共同参画センターにおいて、女性の心身の健康と権利の保持についての講座を開催する。	女性の心と身体の健康講座 2講座【再掲】	【再掲】女性のための健康講座 2回（うち県企画講座1回）	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援	35						
				健康課	思春期相談	思春期におけるからだの変化、性に関する悩み、こころの問題などの相談に応じる。	健康カレンダー及びホームページに掲載し随時電話相談を受ける。	・相談件数 134件	健康カレンダー及びホームページに掲載し随時電話相談を受ける。	36						



基本目標	主要課題	基本施策	施策体系区分				実施事業					No.
			施策番号	具体的施策	内容	担当課	事業項目	事業概要	令和4年度 事業計画	令和4年度 実施結果	令和5年度 事業計画	
基本目標2 安心・安全に暮らせる社会づくり	生涯を通じた女性の健康支援	②⑦ 妊娠・出産期の健康保持増進のための支援	67	女性特有の健康に関する相談機能の充実	女性の疾病予防と健康増進を図る健康に関する相談や妊産婦・乳幼児に関する相談を実施します。	健康課	妊産婦、乳幼児健康相談	妊産婦、乳幼児の健康・育児に関する保護者等の相談に応じる。	・市内14か所の保健センター等を会場に実施する。 ・会場ごとの日程は、健康カレンダーに掲載する。	・妊産婦に関する相談： 1,230人 ・乳幼児に関する相談： 4,544人 ・その他： 1人	・市内14か所の保健センター等を会場に実施する。 ・会場ごとの日程は、健康カレンダーに掲載する。	37
			68	妊産婦の支援	安心・安全で健やかな妊娠・出産・産後を支援するため、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の充実に取り組みます。	健康課	妊娠・出産包括支援事業	妊娠・出産から子育て期の様々な不安や悩みごとについて、母子保健コーディネーター（母子保健・子育て支援専任の保健師）が相談に応じるとともに、地区担当保健師や関係機関が協力して切れ目のないきめ細やかな支援をすることにより、安心して出産や子育て期を迎えることができる環境を整える。	市内8保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期に生じる出産・育児に関する不安や悩みに関する相談支援を行う。	相談件数 6,720件	市内8保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期に生じる出産・育児に関する不安や悩みに関する相談支援を行う。	38
			69	性感染症予防対策の充実	エイズや性感染症について、相談・検査を実施することにより、感染者の早期発見・早期治療に努めると共に、予防意識について啓発します。	健康課	エイズ・性感染症相談	エイズ・性感染症について、感染の不安のある者に対し、相談・検査を実施することにより、予防意識の啓発を行うとともに、感染者の早期発見・早期治療に結びつける。	・毎週火曜日の9時～11時、毎月第1火曜日の17時～18時40分にエイズ相談、血液検査を実施する。 ・H I V検査普及週間や世界エイズデーに合わせた夜間エイズ相談、検査を実施する。H I V検査普及週間は検査相談時間を拡大する。	・毎週火曜日の午前9時～11時に血液検査実施。第1火曜日の午後5時～6時40分のエイズ相談、血液検査については新型コロナウイルス感染症の流行状況により未実施。 ・夜間エイズ相談、検査は未実施。HIV検査普及週間では、検査相談時間を拡大し実施。	エイズ相談の受付（面接の場合はパンフレットを配布）また、匿名・無料で血液検査を実施する。毎週 火曜日の午前9時～10時40分 毎月 第1火曜日の午後5時～6時40分(新型コロナウイルスに対する体制整い次第)	39
			70	不妊に悩む男女への支援	子どもを持つことを望んでいるにも関わらず、不妊や不育に悩む人に対する支援の充実に取り組みます。	健康課	特定不妊治療への助成	保険外治療である特定不妊治療（体外受精・顕微授精及び男性不妊治療）を受けた夫婦の経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成するもの。	令和4年4月から不妊治療が保健適用されたことを受け、令和4年3月31日以前から治療を開始し、令和4年度中に終了する「年度をまたぐ1回の治療」について、これまでの助成金制度による助成を行う。	・助成件数 経過措置分 176件、市独自助成分※ 163件 ※R4.4月以降治療開始分に対する新規事業	R4.4月から不妊治療が保険適用となったことに伴い、保険診療の自己負担額に対し、1/3を助成する。	40
		②⑧ 更年期、高齢期の健康の保持増進のための支援	71	生涯を通じての健康づくりの促進	生活習慣病等の早期発見・早期治療のための各種検診の充実などにより、女性のライフステージに応じた疾病の予防と健康の増進を促進します。	健康課	総合健康相談 集団健康教育 訪問保健指導	健診受診により自分の健康状態に気づき、生活習慣改善に取り組めるよう、定例開催による健康・食生活相談の他、自分の食生活等が振り返られる場を確保する。	総合健康相談：市内保健センター月1回定例開催 集団健康教育：地区の課題に合わせて企画 訪問保健指導：国保特定健診等のハイリスク者への個別支援	総合健康相談：健康・食生活相談 14会場 年169回開催 相談延数 392人 集団健康教育：102回 受講者数 1,111人 訪問保健指導：令和4年度国保特定健診等受診者のうちハイリスク者へ継続支援中	総合健康相談（体組成測定の実施含む） ：市内保健センター等で月1回定例開催 集団健康教育：地区の課題に合わせて企画 訪問保健指導：令和5年度国保特定健診等のハイリスク者への個別支援	41
					人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	男女共同参画センターにおいて、女性の心身の健康と権利の保持についての講座を開催する。			女性の心と身体の健康講座 1講座	42	